

令和8年度 富士宮第三中学校部活動ガイドライン

富士宮第三中学校部活動ガイドラインは、富士宮市立中学校部活動ガイドラインをもとに、富士宮三中生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術の環境を構築するという観点に立ち、部活動が最適な形で実施できることを目的で策定した。

1 富士宮第三中学校部活動ガイドライン（以下、「本校ガイドライン」という）策定の趣旨

- (1) 生徒が、スポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ、文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として「教職員の働き方改革」を鑑み、部活動の指導・運営の工夫を行い、持続可能な運営体制を構築する。

2 部活動の目的

異学年の共通の興味や関心をもつ生徒同士が、集団で練習や試合等に取り組むことで社会生活の基本的な資質（ルール・マナー）を育成する。また技能の習得や責任ある行動の育成により、健全なる心身の発達と個性の伸長をはかる。

3 部活動運営体制

- (1) 校長は、本校ガイドラインを毎年度策定し、学校ホームページに掲載する。
- (2) 各部活動顧問は、年度当初に年間活動計画（活動日、休養日、大会参加予定等）を作成し、校長に提出する。承認を得て、生徒保護者へ配付する。
- (3) 校長は、各部活動の年間活動計画を学校ホームページに掲載する。
- (4) 各部活動顧問は、毎月の活動計画（前月の20日までに作成）と活動実績（翌月の5日までに作成）を校長に提出する。
- (5) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績で各部の活動内容・活動時間を確認し、生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるように支援・指導する。

4 部活動への加入

- (1) 校外の活動（社会体育や習い事等）に重点を置きたいなどの事情がある場合は、年度初めに面談を行い、活動状況等により決定する。
- (2) 入部後は原則として、3年間同一部とする。
- (3) 入退部及び転部は必ず担任と顧問に届け出をし、保護者の同意書を顧問に提出する。

5 活動日及び活動時間と休養日

- (1) 平日
 - ア 週3日以内の活動日とする。
 - イ 1日の活動時間は2時間以内かつ午後5時までを基準とし、日没時間を十分考慮する。（延長も含まれる）
 - ウ 活動時間の延長期間は、大会の2週間前より可能とし、時間は最大30分とする。
- (2) 休日（土・日）
 - ア 土曜日または日曜日どちらか1日を活動日とする。
 - イ 活動時間は長くても3時間程度とする。ただし、大会や練習試合等が計画されている場合は、通常の練習時間を含め、1か月32時間とする。
- (3) 休養日（1週間で3日以上休養日を設ける）

- ア 平日に2日以上休養日を設ける。
- イ 平日の休養日は、月曜日と水曜日とする。
- ウ 土曜日または日曜日少なくとも1日を休養日とする。

(4) 長期休業日

- ア 平日の活動時間は3時間程度とする。
- イ 長期休業中の週末は休養日とする。
- ウ 各部活動で、ある程度長期の休養期間を設ける。
- エ 週末に練習試合、大会等の活動が計画される場合には、超過した時間を踏まえ、休養期間等において振り替えられるようにする。

(5) 富士宮市共通の部活動休止日

- ア 夏季休業中の学校閉庁日 8/14～8/16 (4日間)
- イ 年末年始の休日 (12/29～1/3)
- ウ 総合防災訓練及び地域防災訓練の午前中

(6) その他の部活動休止日

- ア 定期テスト前、また学力調査前 (当日も含む)
 - ・ 定期テストⅠ、Ⅲ 5日前から
 - ・ 定期テストⅡ、Ⅳ 3日前から
 - ・ 静岡県学力調査 前日

6 運用上の留意点

(1) 平日の活動終了予定時刻

月	終了時刻	完全下校	月	終了時刻	完全下校
4月～9月	17:00	17:15	11～1月	16:30	16:45
10月 前半	17:00	17:15	2月 前半	16:45	17:00
10月 後半	16:45	17:00	2月～3月	17:00	17:15
*日没により変更あり					

(2) 活動中止日

- ア 毎週月曜日、水曜日 (ただし、会議や活動場所ローテにより変更する場合あり)
- イ 定期テスト期間
- ウ 県学力調査等の前日

(3) 朝練習は原則として行わない (強化部は除く)。ただし、中体連、中文連の大会、コンクール前の1か月は、顧問の申請 (朝練習申請書を提出) により校長が許可した場合は、顧問の指導のもと生徒に過度な負担がかからないよう考慮して実施することができる。朝練習を実施した場合は、その時間を1日の活動時間に含める。

(4) 気象状況の急変等により健康被害や事故につながる恐れがあるときは直ちに活動を中止する。

(5) 大会やコンクール等の前や長期休業中にまとまった活動時間が必要な場合は、校長承認のもと実施可能であるが、超過した活動日数・時間については必ず別日に振り替える。

(6) 各顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(7) その他、本校ガイドラインを運用する中で発生する諸問題については、その都度職員会議で協議し決定する。